

ガスの託送料金審査について

平成28年8月25日

東京電力エナジーパートナー株式会社

中部電力株式会社

関西電力株式会社

- 電気・ガス全面自由化は、「**エネルギー選択の自由度拡大や、料金の最大限の抑制、安定供給と保安の確保など、消費者利益の向上を図ること**」を目的として閣議決定されました。 ※1
- それを受けて、**今般のガスシステム改革では、天然ガス普及拡大に資する需要開拓ルールや広域的なガス市場の創設のためのパンケーキ廃止など、従来とは異なる市場ルールが新たに導入されました。**
- **消費者利益の向上のためには、一般ガス導管事業者が、低廉かつ透明な託送料金を実現することはもちろんのこと、新規参入が促進され小売事業者間がより競争できる託送ルールを追求することも求められる**と考えております。
- 今回の審査においては、上記のような視点に立ち、問題提起したいと考えております。

※1 電気事業法等の一部を改正する等の法律案が閣議決定されました
<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150303001/20150303001.html>

□ 前頁の視点に照らし、各社の申請原価に関して、以下の問題意識を持っております。

＜申請原価に対する問題意識＞

1. 現行原価との差異や差異理由について、詳細な説明がなされていない

2. 新規参入者にとって厳しい託送料金水準

(東京ガス殿の申請原価の総額が現行原価を大きく上回る)

→大きく制度変更され、託送原価の範囲も変更となるなか、

「差異理由」や「制度変更の織り込み」に関する事業者からの十分なお説明

「適正な託送原価」であることの本会合でのご確認 が重要と認識

原価の適正性のご確認の後、料金レートマークについても十分な解明が必要

3. 現行託送料金に対して値上がりする料金メニューが存在することや、
特定の消費機器に紐づく割引メニューが設定

→料金メニューは導管事業者の自主的考えによるものとはいえ、

特定の消費機器を優遇するようなメニューの妥当性検証 が重要と認識

1. 現行原価との差異や差異理由に関する詳細のご確認

- ガス小売全面自由化に向けガスシステム改革小委員会で決まった**制度変更について、どのような形で託送原価や料金に反映されているか、詳細についてご確認いただいたうえで、審査いただきたい**と考えています。

<制度変更の事例>

- ① 需要調査・開拓費の託送料金原価への算入
- ② 同時同量制度におけるロードカーブ方式の導入
- ③ 内管保安における保安区分の見直し
- ④ パンケーキ解消による事業者間精算の導入 など

- 現行原価との比較や差異理由について、**比較査定対象を含め、託送料金原価内訳項目ごとに、制度変更によるものとそうでないものに分けて、詳細についてご確認いただく**必要があると考えております。

- 小売事業者に対し需要開拓費を支払う運用ルールが公表されていないため、
まずは**運用ルールをしっかりと作成いただき、導管事業者から小売事業者へ報酬が支給される条件を明らかにしていただきたい**と考えます。
- そして、**需要開拓費が運用ルールに基づき、適正に託送原価に反映されているか、ご確認いただきたい**と考えます。
- 報酬が支払われるルールは、
 - ✓ **既存事業者・新規参入者問わず全ての小売事業者に公平に門戸が開かれたものであること**
 - ✓ **天然ガスの普及拡大のための都市ガス導管網の整備促進という本来の主旨に沿ったものであること**が大前提と考えております。

ケース1：既存需要を増量するケース

- ✓ 実際に都市ガスを使うことで、お客さまがその利便性を感じ、自ら増量をしようという方向に働くことが考えられることから、需要開拓補助の必要性について慎重に検討すべき

ケース2：LNGローリーでの供給から、都市ガス導管供給へ転換するケース

- ✓ LNGローリーで既に供給している需要については、ガスへの転換は実施済みであり、このような需要がある程度集まった段階で、都市ガス導管を敷設して導管供給するものと思料
- ✓ したがって、このようなケースは需要開拓補助がなくとも、自ずと都市ガス導管が敷設されるものであり、需要開拓費の対象から外すべき
- ✓ また、既存事業者・新規参入者を問わず、ガス小売事業者やその関連会社が既に供給している場合は、導管での供給時においても、当該小売事業者が供給する公算が高いのではないかと

ケース3：運用ルール決定前（全面自由化前）に供給者が確定しているケース

- ✓ 本ケースは運用ルール公表前にガス供給者が確定しており、既存事業者のみが報酬を受けられる可能性が相当高い。よって小売事業者間の公平性確保の面で問題があることから、需要開拓費の対象から外すべき

＜具体事例＞ 東京ガス殿託送約款 様式第2_7. 需要調査・開拓費より抜粋

（営業費等項目別算定明細表）

7. 需要調査・開拓費

H31年度に8億m³（LNG換算 約70万t）の需要開拓

- ✓ 特定の大口需要が前提と思われるが、上記ケースに該当しないのか

		単位	29年度	30年度	31年度	原価昇正 期間計	備 考
需要調査費		千円	9,915	9,914	9,913	29,742	
需要開拓費	年間開発 ガス量						
	31年度敷設導管分	千m ³	-	-	800,433	800,433	
	30年度敷設導管分	千m ³	-	20,401	7,691	28,092	
	29年度敷設導管分	千m ³	20,739	7,717	2,436	30,892	
	28年度敷設導管分	千m ³	7,845	2,444	1,475	11,764	
	27年度敷設導管分	千m ³	2,485	1,480	955	4,920	
	26年度敷設導管分	千m ³	1,505	959	-	2,464	
	25年度敷設導管分	千m ³	975	-	-	975	
計		千m ³	33,549	33,001	812,990	879,540	
託送料金収入増加額		千円	1,726,253	1,698,071	4,711,386	8,135,710	
原価算入限度額（増加額×5×1/2）		千円	4,315,631	4,245,178	11,778,467	20,339,276	
原価算入額		千円	4,315,631	4,245,178	11,778,467	20,339,276	
合 計		千円	4,325,546	4,255,092	11,788,380	20,369,018	

H29年度の需要開拓

- ✓ 需要開拓や報酬支払等のルールが設定されない中、小売事業者を公募しての供給開始は可能なのか

- ロードカーブ方式の導入による「**圧送費用の控除と調整費用の算入**」、「**振替供給費用の算入**」について、**考え方や根拠をご確認いただきたい**と考えています。
- 特に、**払出エリア設定の考え方**は各社各様と思われませんが、振替供給費用の算定根拠となることから、**併せてご確認をお願いします**。

<検証の視点>

新たな仕組み	検証の視点
圧送費用を控除し、 調整費用を新たに原価算入	圧送費用特定の方法 調整費用算定の前提となる製造設備原価の考え方
払出エリアを設定し、振替供給費用を新たに原価算入	振替供給の前提となる「払出エリア」設定※1の考え方 新規参入の影響※2による振替供給量および費用の妥当性

※1 払出エリアの設定は、各社各様の考え方に基づいているようにも思われ、詳細な説明が必要

2 振替供給は当面、新規参入者のみが起因者となる整理

- 保安業務については、内管漏洩検査や緊急保安が導管事業者、消費機器調査や危険発生防止周知が小売事業者の分担となりました。
- こうした**小売事業者・導管事業者の分担ルールが託送原価に適正に反映されているか、ご確認いただきたい**と考えます。

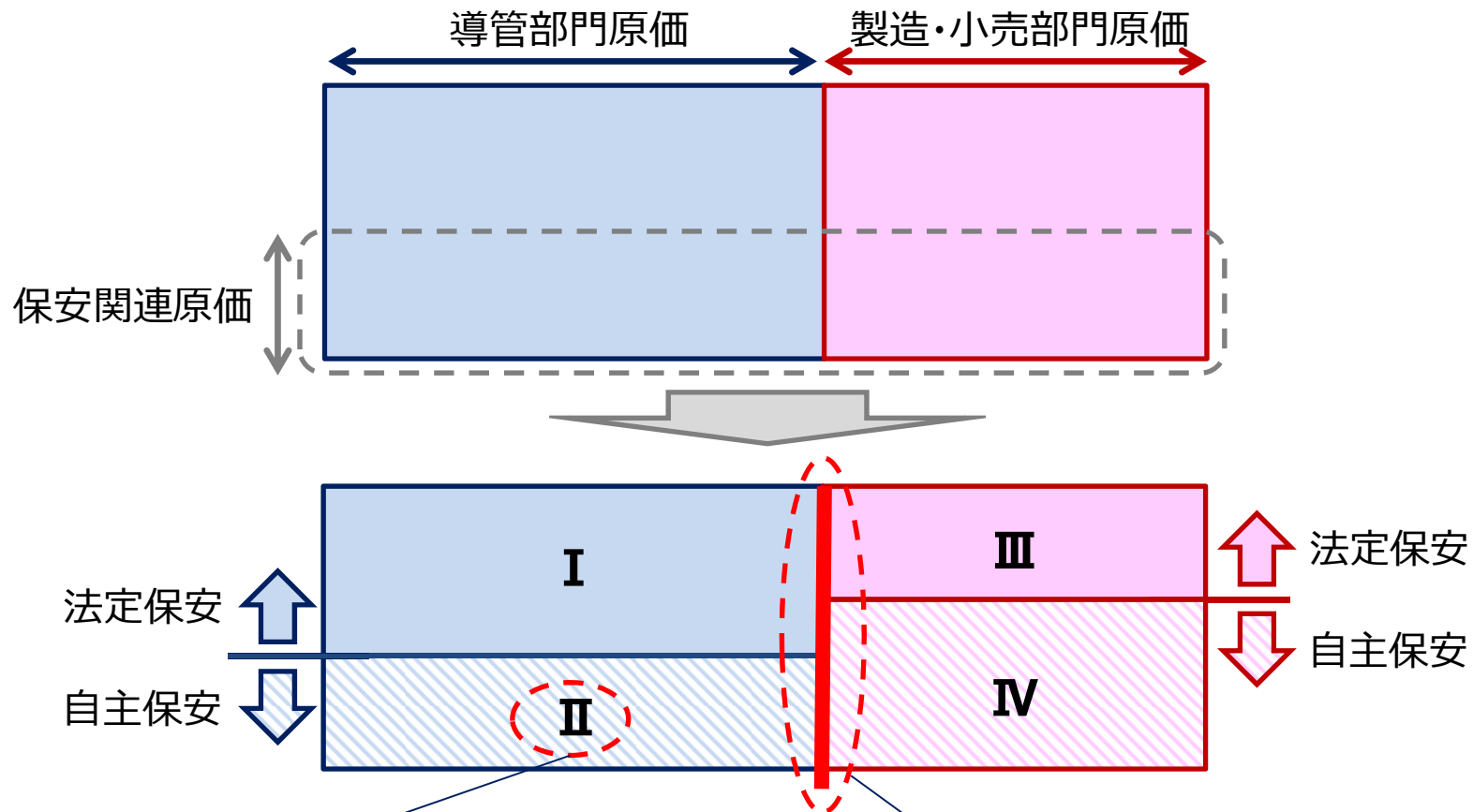
特に、現在、**内管漏洩検査と消費機器調査・周知は同時一体**に行われており、**当該業務に掛かる費用をどのような根拠に基づいて託送原価に算入されているのかご確認いただきたい**と考えます。
- また、保安業務には法令等で義務付けられたものと、自主的に行っているものがあります。今後、新規参入者より保安委託をお願いする際の委託範囲を明確化するためにも、今回申請いただいた委託作業費や労務費等において、**自主的な保安について何がどこまで含まれているのか、明確化**していただきますよう、お願いいたします。

業務	業務の具体的内容	現行の原価区分		小売全面自由化後の原価区分		事前認可申請時の原価区分	
		小売	導管	小売	導管	小売	導管
検針	検読・指示数確認	○	○	○	○(注1)	○	○(注1)
集金	料金算定		○	○		○	
	料金請求・収納		○	○		○	
	料金督促		○	○		○	
保安	内管漏洩検査	○			○		○
	消費機器保安調査・周知	○		○		○	
	緊急保安	○			○		○
開閉栓	物理的な開閉栓作業	○		○		○	
	検読・指示数確認	○			○	○(注2)	
	内管漏洩検査	○			○	○(注2)	
	消費機器保安調査・周知	○		○		○	
	料金・サービスの説明	○		○		○	
受付	検針の受付・問合せ	○			○	○(注2)	
	定保・開閉栓の受付・問合せ	○		○	○	○(注2)	
	料金の問合せ	○		○		○	
	機器の問合せ	○		○		○	

(注1) 検針票の投函に係る費用については、導管部門に係る原価には含まない。

(注2) 黄色に着色した費用は、厳密には、導管部門に係る原価として整理すべき費用が含まれているものの、事前認可申請時に限り、託送供給料金原価には算入しない。

<保安業務の託送料金への算入イメージ>



委託作業費や労務費等において、自主的な保安について何がどこまで含まれているのか、明確化していただく必要

保安関連原価の、導管部門と製造・小売部門への配賦比率やその考え方を明らかにしていただく必要
・各社で保安内容が異なる中では、各社の実態に則した比率として妥当かのご確認が必要であると考えます。

- パンケーキ解消により、卸託送料金の扱いが事業者精算収益に変更となり、その卸先（需要地）のガス会社の一般負担（託送原価に算入）と整理されます。そのため、**卸元各社（大手3社等）が設定する事業者精算収益（単価）の水準如何で、需要地ガス会社（主に中小ガス会社）のお客さまの負担を増加させることとなります。**
- 各社の事業者間精算収益（すなわち中小ガス会社への卸に係る託送収益）について、**需要想定量や単価設定（その原価の考え方等）の適正性について、ご確認いただきますよう、お願いいたします。**

- 直近の実績と今回申請原価が大きく乖離し増加しているようであれば、**実質値上げ**ではないかと思われ、**直近の実績との乖離についてご確認頂きたい**と思います。
- 東京ガス殿が申請した託送原価は、制度変更（+14億円）を控除しても、大きく増加（+約180億円）しており、託送料金は、前回申請原価との単純比較で**1m³あたり1.6円の値上げ**となるなど、**大変厳しい水準**と受け止めており、**新規参入が難しくなるのではと危惧**しております。
- 託送料金が高いと、**新規参入が難しくなり、自由化の目的である「お客さま選択肢の拡大」は実現されません。**
- そのため、以下のような項目につき、ご確認をお願いいたします。
 - ① **比較査定対象ネットワーク費用の現行原価からの増分（東京ガス殿+120億円）に関する検証、算入適否**
 - ② **設備関係費（減価償却費・修繕費・固定資産除却費）の妥当性検証**
 - ③ **比較査定対象ネットワーク費用や個別査定対象費用の各項目におけるm³あたりの単価に関する検証**

<託送料金原価の内訳>

※ 第14回料金審査専門会合 資料4 (東京ガス殿ご説明資料)

◆ 託送料金原価の内訳 (東京地区等) (億円)

	申請原価	現行原価	差引
比較査定対象ネットワーク費用	1,057	937	120
需給調整費	30	—	30
修繕費	321	291	30
資本費	1,058	1,056	2
減価償却費	919	915	4
事業報酬	139	142	▲3
需要調査・開拓費	68	—	68
租税課金	327	327	0
その他経費・控除項目	99	150	▲51
託送料金原価	2,959	2,761	198

比較査定対象ネットワーク費用の現行原価からの増分 (東京ガス殿 + 120億円) に関する検証、算入適否

設備関係費 (修繕費・減価償却費・固定資産除却費) の妥当性検証

(注)・比較査定対象ネットワーク費用は、労務費、電力料、水道料、消耗品費、運賃、旅費交通費、通信費、保険料、賃借料、委託作業費、試験研究費、教育費、たな卸減耗費、貸倒償却、雑費、一般管理費の合計額。
 ・四捨五入の関係で、合計額が一致しないことがある(次頁以降、同様)

<各社申請原価と平均単価> ※第14回料金審査専門会合資料4~6を元に東京電力算定

	東京ガス		東邦ガス		大阪ガス	
	(今回申請)	(現行原価)	(今回申請)	(現行原価)	(今回申請)	(現行原価)
申請原価 (億円)	2,959 [+198]	2,761	745 [▲13]	758	1,961 [▲57]	2,018
うち、制度変更 によるもの (再掲)	[+14]		[▲4]		[+12]	
NW需要 (億m ³)	135 [▲1]	136	37.7 [▲0.6]	38.3	88.5 [+0.6]	87.9
平均単価 (円/m ³)	21.9 [+1.6]	20.3	19.8 [▲0.0]	19.8	22.2 [▲0.8]	23.0

<各社申請原価項目別の平均単価（今回申請単価）> 円/m³

15

	東京ガス	東邦ガス	大阪ガス
比較査定対象ネットワーク費用	7.82	7.37	10.30
（内訳：抜粋）労務費	(2.27)	(2.47)	(2.92)
（内訳：抜粋）委託作業費	(2.10)	(1.17)	(2.78)
（内訳：抜粋）一般管理費	(1.85)	(2.26)	(2.98)
個別査定対象費用	13.25	11.69	10.79
（内訳：抜粋）修繕費	(2.38)	(2.04)	(2.89)
（内訳：抜粋）減価償却費	(6.80)	(6.70)	(4.50)

※東京ガス殿は東京地区等で算定

（ただし、比較査定対象ネットワーク費用の内訳は地区別の開示はされていないので按分で算定）

- 設備関係費（減価償却費・修繕費・固定資産除却費）は**各社申請原価の4割～5割を占める主要な費目であり、水準の妥当性検証が重要**と考えます。
- **工事等の物量の妥当性や、資機材・役務調達における調達価格の水準についても検証が必要**と考えております。

<検証の視点>

- 設備投資
 - ✓ **本当に必要な設備に投資しているか**（不要・余分な設備投資は無いか、当面使用しない設備に係る投資は無いか）、本会合にてご確認いただきたい
- 修繕工事（高経年化対策）
 - ✓ 事業者さまにおいて、**対策全般の時間軸、対策毎の優先順位、今回の原価算定期間においてどのような対策をどのように織り込んでいるのか**明らかにしていただきたい
 - ✓ 加えて、前提としての**設備の経年、耐用年数**を明らかにしていただきたい
- 経営効率化計画
 - ✓ **織り込まれた資機材・役務調達の効率化水準の妥当性**について、**効率化織り込み前の調達価格の水準が高くないか**等も含め、本会合にてご確認いただきたい

- 料金メニューの見直しにより、お客さまによっては託送料金が上昇するケースがあるのではないかと考えています
 - ✓ 東京ガス殿…主に家庭用をターゲットとしたメニュー以外が全て季節別料金に
 - ✓ 東邦ガス殿…中圧料金が一本化
- 料金メニューは各社のお考えに基づいて設定されるものですが、**既存のお客さまのガス料金への影響も考慮して審査していただく必要**があると考えます。
- さらに、東京ガス殿においてコージェネレーション割引が設定されている一方、これまで同様のメニューを設定されていた大阪ガス殿・東邦ガス殿は、特定の消費機器に紐付けず、使用実態に合わせた料金メニューに移行されております。
- この違いについて、東京ガス殿には、何故コジェネだけが割引対象なのか、大阪ガス殿や東邦ガス殿には、なぜ特定消費機器への紐付けをやめたのか、お考えをお聞かせいただいた上で、**特定の消費機器のみ託送料金を優遇するメニューの妥当性についてご検討いただきたい**と考えております。

※ メニューの大きな変更は、既存小売事業者のお客さま、新規参入者のお客さま双方に大きな影響があるものと懸念しております

□ また、料金水準の妥当性やレートメイクの考え方を理解するためにも、**料金種別ごとに、現行料金との比較や、直近の改定率との比較についてご確認いただきたい**と考えます。

＜具体的にお願いしたい比較＞

- ✓ **標準的な使用量に対する託送料金水準と現行託送料金との比較**
- ✓ **直近の託送料金改定時及び料金種別間の改定率との比較**

＜1m³平均単価＞ ※第14回料金審査専門会合資料6（大阪ガス殿ご説明資料）より抜粋

1 m³あたりの平均単価

※4 原価算定期間：平成26年度下期～平成29年度上期
(円/m³)

料金種別 ()は年間ガス使用量	申請託送料金 (A)	現行託送料金 ※4 (B)	差 (A-B)
託送Ⅰ種 (年間3千m ³ まで)	68.26	※5	—
託送Ⅱ種 (年間3千～10万m ³)	20.05	56.00	—
託送Ⅲ種 (年間10万～50万m ³)	10.16	12.21	▲2.05
託送Ⅳ種 (年間50万～100万m ³)	9.48	10.40	▲0.91
託送Ⅴ種 (年間100万m ³ 超)	4.09	4.38	▲0.30
小売託送平均	22.17	22.71	▲0.54

※5 現行の託送供給約款の適用対象外であり、託送料金が設定されていないため、平成27年1月料金改定時の小口部門原価より算出した「小口部門託送供給関連原価単価」の値を記載しています。

- 料金種別ごとの平均単価（左図：大阪ガス殿ご説明資料）は、料金水準の妥当性（ひいては原価の妥当性やレートメイクの考え方）を理解するうえで参考となるため、**東京ガス殿、東邦ガス殿においてもご説明をお願いしたい**
- なお、大阪ガス殿においては、申請託送料金について、**I・II種を合成した託送料金の平均単価をお示しいただきたい。**